

避難行動要支援者 避難支援制度

災害が起きた時、 自力での避難が 不安な方に！



障がいのある方や介護が必要な方など、災害時に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者といいます。）が孤立しないよう、また、普段から地域で支え合えるよう、江別市では、「避難行動要支援者避難支援制度」により、共助の避難支援体制づくりを進めています。

制度の内容について

何らかの理由により災害時に自力で避難することが困難な方のうち、制度に登録した方の情報を自治会や支援者の方々に提供し、あらかじめ状況を把握しておいてもらうことで、被害を少しでも減少させるための制度です。

対象となる方 ※いずれも在宅の方が対象です。

- ◆身体障害者手帳1級又は2級に該当する方
- ◆療育手帳A判定に該当する方
- ◆要介護3以上に該当する方



該当しない方であっても、災害時に自力での避難が困難な方（高齢の独居世帯に該当する方など）は、地区の民生委員・児童委員または市にご相談ください。

登録について

申込み（登録申込書に記入して提出）をすると、「名簿」に登録されます。

名簿は自治会をはじめとする支援者に平常時から配布されますので、申込みを希望する方は、自分の個人情報が支援者に提供されることに同意する必要があります。

名簿に記載される個人的な情報					
氏名	生年月日	性別	住所	連絡先	世帯の状況
支援を必要とする理由等（身体状況、障がい等級など）					緊急連絡先

※上記のほか、支援者名や避難先等を事前に決めた「個別避難計画」が作成された場合は、その内容も提供されます。

なお、災害時には同意の有無に関わらず、避難行動要支援者の名簿を支援活動に活用することがあります。

支援について

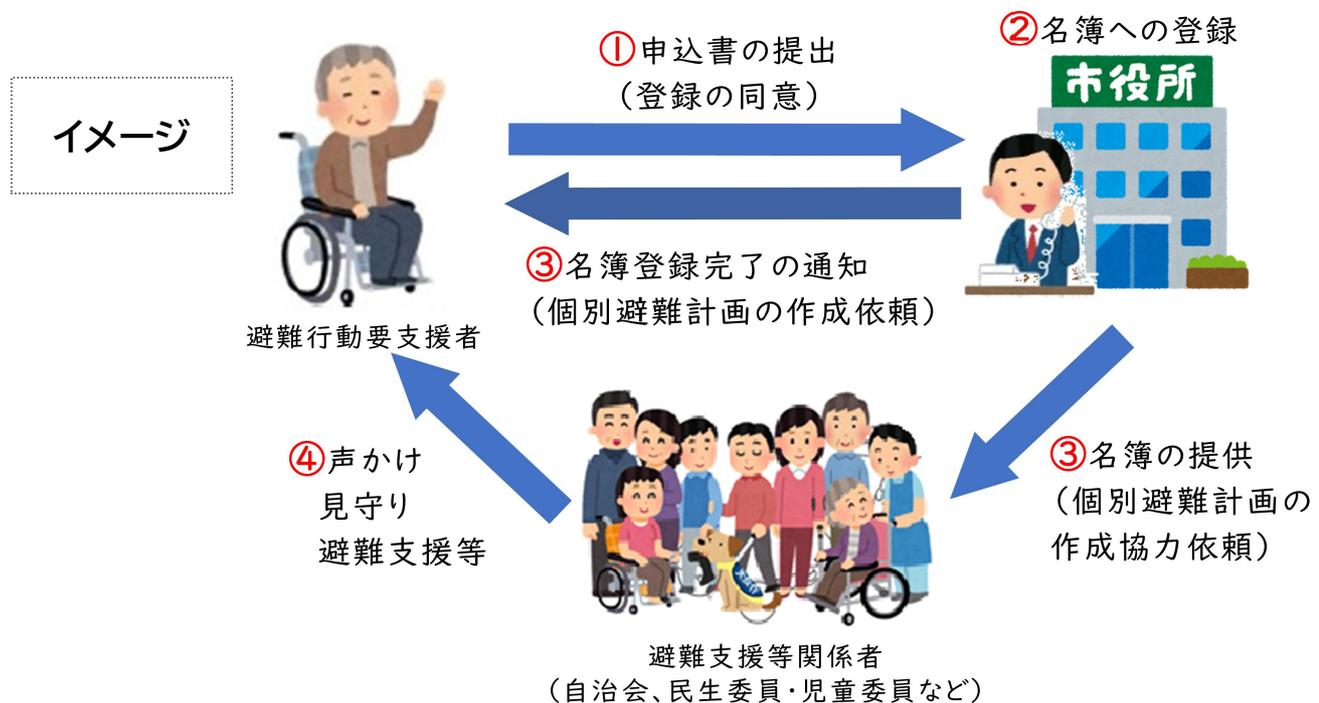
この制度は、災害時に登録者の避難を支援するためのものですが、災害の状況によっては支援者側も被災している可能性があり、支援を実施できない場合もあります。
必ずしも支援が保証されるものではないことを
ご理解ください。



制度の流れ

民生委員・児童委員を通じて、又は直接お申し込みいただいた後、登録者本人に対して市から登録完了通知を送付します。

その後、登録者の居住地区を担当している民生委員・児童委員や本制度への協力自治会のほか、社会福祉協議会、消防や警察等の防災関係機関に名簿を提供します。



個人情報の取扱いについて

名簿（及び個別避難計画）に記載されている個人情報については、市及び支援者において適正に管理し、防災に関する以外の目的には使用しません。

申込み・お問合せ先

地域の民生委員・児童委員または下記連絡先まで、お気軽にご連絡ください。

江別市総務部 危機対策・防災担当
〒067-8674 江別市高砂町6番地
電話:011-381-1407(直通)
Eメール:kikitaishaku@city.ebetsu.lg.jp

